

## 平戸市中小企業等生産性向上設備投資促進事業補助金のご案内

平戸市では、市内で3年以上事業を営む中小企業者等（製造業、情報通信業、小売業、宿泊業）のみなさまの生産性向上に必要な設備投資（機械装置）に要する経費の一部に対して補助金を交付します。

## 事業区分

事業内容	補助対象経費	雇用要件	補助金の額
人的作業で行う業務を機械化することで労働生産性を高める機械設備に対する支援	(1)人的作業で行う業務を機械化することで労働生産性を高めるための機械等の購入に要する経費(中古品を除く。) (2)機械等の整備に不可欠な附帯設備。 機械等の更新は不可。	設備投資に伴う新たな正規雇用者を3人以上雇用する場合	対象経費の1/2以内で、1事業当たり1,000万円を限度(対象経費が1,000万円未満の場合は対象外)。
		設備投資に伴う新たな正規雇用者を1人以上雇用する場合	対象経費の1/2以内で、1事業当たり500万円を限度(対象経費が75万円未満の場合は対象外)。
		設備投資に伴う新たな雇用者(雇用保険受給者であること。)を1人以上雇用する場合	対象経費の1/2以内で、1事業当たり200万円を限度(対象経費が75万円未満の場合は対象外)。

消費税は補助対象外となります。

国、県、その他団体の補助金を受ける場合は、本補助金との合計補助率は補助対象経費の80%以内を限度として補助金を交付します。

## 補助要件(各事業共通事項)

市内において主として3年以上製造業、情報通信業、小売業又は宿泊業を営んでいること。

直近3か年の平均年間売上が5,000万円以上であること。

平成31年3月31日時点の雇用者数が20人以上であり、そのうち5人以上は正規雇用者を雇用していること。

設備投資に伴い新たな雇用を生み、平成31年3月31日時点の雇用者数を上回ること。

金融機関からの外部資金による調達が十分見込める者であること。

令和2年3月31日までに事業を完了すること。

暴力団員でないこと又は暴力団員と密接な関係がないこと。

市税等の滞納がないこと。

## 申請期間

平成31年4月15日（月）から令和元年5月31日（金）まで  
予算に達しない場合は、追加募集を行う場合があります。

## 申請手続き

補助金の申請から受領までの流れは次のとおりです。

- ・事業開始前に事業承認申請書類をそろえて提出してください。
- ・実績報告書は、事業完了後30日以内または令和2年3月31日のどちらか早い日までに提出してください。

### 手続きの流れ

補助金事業承認申請書提出  
↓  
補助金意見聴取会  
↓  
補助金交付申請  
↓  
補助金交付決定通知  
↓  
補助金実績報告書提出  
↓  
補助金交付確定通知  
↓  
補助金交付請求  
↓  
補助金の交付

### 必要書類

補助金事業承認(交付)申請書  
事業承認(交付)申請書  
早期着手予定調書  
(交付決定前に着手する場合)  
事業計画書  
収支予算書  
暴力団排除に係る誓約書  
直近の決算書又は確定申告書の  
写し(3年分)  
事業内容が分かる書類  
(見積書、写真、カタログなど)  
金融機関の融資決定が分かる  
書類の写し(融資を受ける場合)  
市税等の滞納がないことの証明  
その他

### 補助金実績報告書

実績報告書  
事業実績書  
収支精算書  
事業実施が確認できる書類  
(写真、納品書など)  
新規雇用者に係る雇用通知書又は  
雇用条件が分かる書類の写し  
新規雇用者に係る履歴書及び雇用  
保険被保険者資格取得等確認通知  
書の写し  
事業実施に係る領収書又は支払い  
を証明する書類の写し  
その他

申請書等の様式は、市役所ホームページからダウンロードできます。

## 【お問い合わせ】

平戸市役所文化観光商工部商工物産課 担当 森・近藤  
( 22-4111 内線2213 )

